

令和 7 年 4 月 臨時議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 7 年 4 月 3 日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表.....	4
3. 条例案件	5
4. 単行案件	10

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	2（一部改正 2）
2 単 行	1
計	3

令和 7 年 4 月臨時議会 提出議案一覧表

令和 7 年 4 月 8 日

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 第 3 6 号議案 | 犬山市税条例等の一部改正について |
| 第 3 7 号議案 | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第 3 8 号議案 | 工事請負契約の締結について（（仮称）犬山市屋内型キッズスペース整備事業） |

《一部改正》

○ 犬山市税条例等の一部改正について（第 36 号議案）

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、条例等の一部を改正するもの。

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

【内容】

1. 市民税関係

- (1) 特定親族特別控除を追加（第 32 条の 2、第 34 条の 2、第 34 条の 3 の 2、第 34 条の 3 の 3 関連）

令和 8 年度から扶養控除額に特定親族（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等）の特定控除額を追加するため必要な改正を行うもの。

〈特定親族特別控除額〉

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※合計所得金額58万円以下は
控除対象扶養親族（特定扶養親族）となり、
控除額は「45万円」

2. 固定資産税関係

- (1) 長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションの固定資産税の減額措置の適用に係る申告の緩和（附則第 10 条の 3 関連）

当該改修工事を実施したマンションについて、区分所有者から申告書の提出がない場合でも、管理組合等の管理者から提出されている場合には特例を適用できる規定を新たに追加するもの。

（次ページにつづく）

3. 軽自動車税関係

(1) 標準税率の区分の見直し（第75条関連）

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0KW（50cc相当）以下のものを年額2,000円とし、新たに追加するもの。

〈原動機付自転車の種別割税率〉

	種別	現行（年税額）	改正後（年税額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	2,000円
	125cc以下かつ 最高出力4.0Kw以下	—	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円	2,400円
	ミニカー	3,700円	3,700円

(2) 減免申請時における免許情報記録個人番号カードの提示義務（第81条関連）

免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴い、減免申請時における免許情報記録個人番号カードの提示義務等に係る規定を整備するもの。

4. たばこ税関係

(1) 加熱式たばこの課税標準の特例の新設（附則第16条の2の2関連）

令和8年4月1日以降に売渡し等が行われる加熱式たばこの課税標準を、当分の間、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの重量の0.35グラムで紙巻たばこの1本に換算する方法により換算した紙巻たばこの本数とする特例を新たに追加するもの。

〈換算方法〉

現行の換算方法	改正後の換算方法
加熱式たばこ0.4gを 紙巻たばこ0.5本	加熱式たばこ0.35gを 紙巻たばこ1本

5. その他

(1) 公示送達関係（第20条、第20条の3関連）

インターネットによる公示送達を実施可能とするために改正するもの。

(2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの反映（第34条の2、第58条の2、第80条、第118条の8の3、第125条）

【施行日】

公布の日

ただし、1の(1)は令和8年1月1日、4の(1)は令和8年4月1日、5の(1)は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第37号議案）

【趣旨】

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

【内容】

・令和7年度税制改正大綱に基づく地方税法施行令の改正によるもの

① 国民健康保険税（基礎課税額分・後期高齢者支援金等課税額分）の課税限度額の引き上げ

	基礎課税額分	後期高齢者支援金等課税額分	介護納付金課税額分	合計
改正前	<u>65万円</u>	<u>24万円</u>	17万円	<u>106万円</u>
改正後	<u>66万円</u>	<u>26万円</u>	17万円	<u>109万円</u>
差	1万円	2万円	—	3万円

※ 課税限度額の過去の推移

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	合計
令和4年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和5年度	65万円(2万円)	20万円(1万円)	17万円	102万円(3万円)
令和6年度	65万円	24万円(4万円)	17万円	106万円(4万円)
令和7年 4月臨時議会	66万円(1万円)	26万円(2万円)	17万円	109万円(3万円)

※ () 内は前年度からの増額分

② 国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減判定所得基準の拡大

（5割軽減・2割軽減の算定における被保険者数に乗ずる金額の引き上げ）

※ 軽減判定所得の基準額が引き上げられるため、軽減対象者は増加する。

	改正後	改正前
7割軽減判定所得	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下	
5割軽減判定所得	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>30.5万円</u> ×被保険者数） 以下	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>29.5万円</u> ×被保険者数） 以下
2割軽減判定所得	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>56万円</u> ×被保険者数） 以下	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>54.5万円</u> ×被保険者数） 以下

（次ページにつづく）

※ 軽減判定所得基準（被保険者数に乗ずる金額）の推移

	5割軽減	2割軽減
令和4年度	28.5万円	52万円
令和5年度	29万円(0.5万円)	53.5万円(1.5万円)
令和6年度	29.5万円(0.5万円)	54.5万円(1万円)
令和7年 4月臨時議会	30.5万円(1万円)	56万円(1.5万円)

※ () 内は改正前からの増額分

【改正の影響（令和7年2月3日時点での状況で試算）（全世帯数：9,415 世帯）】

① 賦課限度額の引き上げによる税収額 54万円増

- ・賦課限度額超過世帯数 29世帯

(税収：1万円×4世帯＋2万円×25世帯＝54万円増)

	改正後	改正前	改正後－改正前
基礎課税額	132 世帯	136 世帯	-4 世帯
後期高齢者支援金等課税額	141 世帯	166 世帯	-25 世帯
介護納付金課税額	66 世帯	66 世帯	0 世帯
合計	339 世帯	368 世帯	-29 世帯

② 国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減判定所得基準の拡大

- ・軽減対象世帯数

	改正後	改正前	改正後－改正前
7割軽減世帯	2,551 世帯	2,551 世帯	0 世帯
5割軽減世帯	1,344 世帯	1,282 世帯	62 世帯
2割軽減世帯	1,213 世帯	1,179 世帯	34 世帯
合計	5,108 世帯	5,012 世帯	96 世帯

- ・軽減額（令和7年2月3日時点での状況で試算）

	改正後	改正前	改正後－改正前
7割軽減世帯	158,219,852 円	158,219,852 円	0 円
5割軽減世帯	65,766,761 円	63,980,585 円	1,786,176 円
2割軽減世帯	23,913,402 円	23,192,996 円	720,406 円
合計	247,900,015 円	245,393,433 円	2,506,582 円

※ 国保基盤安定負担金（税軽減分） 2,506,582 円増

負担割合 県：3/4 1,879,936 円

市：1/4 626,646 円

- ・軽減判定所得基準の上限額の例

(例) 3人世帯のうち給与収入1名ありの場合の給与収入額

	改正後	改正前	改正後－改正前
5割軽減世帯	約203.5万円	約199.4万円	約4.1万円
2割軽減世帯	約313.1万円	約306.6万円	約6.5万円

(次ページにつづく)

《工事請負契約の締結》

○ 工事請負契約の締結について

(仮称) 犬山市屋内型キッズスペース整備事業 (第38号議案)

【趣旨】

(仮称) 犬山市屋内型キッズスペース整備事業に係る工事請負契約を締結するもの。

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年条例第2号) 第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○工 事 名 (仮称) 犬山市屋内型キッズスペース整備事業

○請負契約金額 金449,900,000円

○受 注 者 株式会社スペース

○契約の方法 随意契約 (公募型プロポーザル方式)

○事業期間 本契約日の翌日から令和8年2月27日まで

○工事概要

施設の概要

- ・所在地 犬山市天神町一丁目1番地 ヨシヅヤ犬山店 2階
- ・開館時間 10時00分から17時00分
- ・休館日 定休は週1日を上限
- ・施設面積 約1,500㎡ (約454坪)
- ・施設種類 屋内遊戯施設

施設の主な機能

- ・運動機能、知育遊び機能、ベビーエリア、管理・事務機能、
休息機能 (トイレ、授乳室、飲食ができる場所等)、
相談スペース 他

実施内容

- ・設計業務及び工事一式

今後のスケジュール (予定)

- | | |
|-------------|------|
| ・令和7年4月～7月 | 基本設計 |
| ・8月～9月 | 実施設計 |
| ・10月～令和8年2月 | 工事 |
| ・令和8年4月 | 供用開始 |

面積
: 1,500㎡ (太枠内)

